

「高速取引行為を行う者の登録制等の導入に係る対応について」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

2018年3月2日  
株式会社東京証券取引所  
株式会社大阪取引所

東京証券取引所及び大阪取引所（以下、当取引所）では、高速取引行為を行う者の登録制等の導入に係る対応について、その要綱を2017年12月20日に公表し、本年1月19日までの間、広く意見の募集を行いました。ご意見をご提出いただいた皆様には、本件につきましての検討にご協力いただきありがとうございます。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下をご覧ください。

また、当取引所に個別にお寄せいただいた質問等についても別紙に記載をしておりますので、合わせて参照いただければと思います。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	<p>＜高速取引行為に係る取引戦略の明示＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>「取引戦略の明示は、高速取引行為を行う者としての登録等が完了した後、速やかに開始する」とあるが、第一種金融商品取引業者が高速取引行為に係る変更登録の完了の旨を当局から連絡受領の後、高速取引行為に係る注文電文に取引戦略のフラグを付すことを開始するまでの間については、システム変更に係る作業計画などを立てて実施する必要があるため、相応の期間を設けて頂きたい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ご指摘のとおり、登録等の完了後、即時にシステム変更を実施し取引戦略のフラグを付していただくことは困難であると考えられることから、週末に実施する取引所の休日テスト等を経てシステムの安定稼働を確認してから可能な限り速やかに開始していただくことを想定しております。登録等の完了後、概ね3週間以内に開始いただくことを想定しております。</li><li>なお、2018年4月1日以降に新たに高速取引行為を行う者については、登録等の完了後、実際に高速取引行為を開始する時からフラグを付していただくことが必要となります。</li><li>上記対応については第一種金融商品取引業者が高速取引行為を行う場合に限らず、高速取引行為者等が高速取引行為を行う場合で</li></ul>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
		も同様です。
2	<p>＜高速取引行為に係る取引戦略の明示＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「高速取引行為に係る注文を行う際には、マーケットメイク戦略、アービトラージ戦略、ディレクショナル戦略又はその他戦略の別を明示するもの」とあるが、取引戦略は投資家にとり重要で秘密性の高いものであることから、4つの戦略のいずれかを明示するにあたり、投資家が自ら定めた番号（取引所に対してのみどの戦略に該当するかを伝達）を使うことを認めてもらいたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の規則改正で取引戦略の明示を求める背景としては、高速取引行為を行う者の高速取引行為に係る注文の一般的な傾向を把握し、市場の透明性を高めることがあります。各投資家が自ら定める形式の場合この傾向の把握が困難となることから、4つの類型を設けて取引戦略の明示をお願いしております。</li> <li>また、明示を求めているのは、マーケットメイク戦略、アービトラージ戦略、ディレクショナル戦略又はその他の戦略の別であり、戦略の詳細な明示を求めるものではないとともに、注文ごとに付された個社の戦略の別を当取引所が外部に公表するものではありません。</li> <li>これらの理由から、原案どおり当取引所が定めた番号を明示いただきます。</li> </ul>
3	<p>＜注文管理体制等の整備＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての電子取引について、誤作動によって市場に影響を与えるおそれがあることから、プリトレード・リスク管理を受けるようにすべきである。また、当該プリトレード・リスク管理は、取引される商品の特性、行われる取引の種類、効率性及びコストを踏まえ、市場機能の一つとして行われるべきである。したがって、今後、取引所が取りまとめるという「取引参加者が行うべき注文管理等についてのガイドライン」については、プリンシプルを示すものとし、今後の新しい技術や慣習を取り入れることを妨げないような内容にするべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引所は、取引参加者に対して、その顧客の個社の資力等を鑑みた上で適切な注文管理・ポジションリスク管理を行うことを求めるものであり、当取引所がその基準を一律に示し、実施を求めるものではありません。</li> <li>公表する注文管理等についてのガイドラインでは、こうした考えのもと、取引参加者の注文管理・ポジションリスク管理体制の整備の参考となるような考え方を示します。</li> <li>なお、当取引所では売買システム（arrowhead及びJ-GATE）において一部プリトレード・リスク管理機能を提供し</li> </ul>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
		<p>ており、今後も市場参加者の注文管理の高度化について取り組んで参ります。</p>
4	<p>&lt;注文管理体制等の整備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「取引参加者は、高速取引行為の受託等の有無にかかわらず、過大な注文の発注防止のための管理を行うべき」とのことだが、注文管理の対象は、DMA（高速取引行為を含む）に係る注文に限定されるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引参加者に整備いただく注文管理体制は、DMAに限らず取引全般が対象となります。ただし、取引参加者の業態や顧客属性等に応じて適切な注文管理は異なり得ることから、その内容について一律の対応を求めるものではありません。</li> </ul>
5	<p>&lt;関連情報の提出&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務方法書の写しを取引所に提出するよう求められているが、業務方法書は高速取引行為者の業務の方法、取引戦略、組織体制等が記載された秘密性の高い文書であることから、日本取引所グループの誰が当該文書を見るのかを明示してもらうとともに、許可されていない者からのアクセスを制限するためどのような措置が講じられるのかを説明していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高速取引行為を行う者から提出される情報は、東京証券取引所、大阪取引所及び日本取引所自主規制法人で高速取引行為を行う者の登録制等に係る業務に携わる一部の限られた者のみがアクセスすることができる制限を設けます。また、金融商品取引法第八十七条の八において「金融商品取引所の役員（役員が法人であるときは、その職務を行う者）若しくは職員若しくは自主規制法人の理事、監事若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。」という秘密保持義務が課されており、情報は適切に管理されます。</li> </ul>
6	<p>&lt;取引所の行う調査その他必要な措置への協力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「高速取引行為を行う者が当社の規則を遵守しなければならない旨、高速取引行為を行う者に伝え、了解を得ていることが必要」とあるが、「当社の規則」とは具体的にどの規則を指すものかご教示願いたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当取引所の取引においては高速取引行為を行う者に限らず全ての市場参加者に関連する規則を遵守していただくことが必要ではありますが、今回の「高速取引行為を行う者が当社の規則を遵守しなければならない旨、高速取引行為を行う者に伝え、了解を得ていることが必要」については、当取引所の規則において高速取引行為を行う者に関して定められた規定が該当します。具体的には</li> </ul>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
		別途公表される規則を参照ください。
7	<p data-bbox="315 300 454 323">&lt;その他&gt;</p> <ul data-bbox="315 347 1167 472" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="315 347 1167 472">・ 高速取引行為を行う者の登録制等の導入に伴い投資部門別取引状況報告等の各種統計の報告に追加や変更はないという理解で良いか。</li> </ul>	<ul data-bbox="1198 347 2051 424" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1198 347 2051 424">・ ご理解のとおり、現状では投資部門別取引状況報告等の各種統計の報告に追加や変更は予定しておりません。</li> </ul>

提出者：1・7＝三菱UFJモルガンスタンレー証券、2・3・5＝Futures Industry Association & Managed Funds Association、4＝みずほ証券、6＝ゴールドマン・サックス証券

なお、東京証券取引所の要綱の「2. 仮想サーバ申請」及び大阪取引所の要綱の「2. 専用TAP等の申請」において、「・登録番号は、高速取引行為を行う者である取引参加者については既存の証券会社等標準コードとし、高速取引行為者については証券コード協議会が発行する登録番号とします。」という記載がありましたが、「証券コード協議会」は「株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所」と修正いたします。その他につきましては原案どおりといたします。

以上